

## 中分類37—輸送用機械器具製造業

### 中分類37—輸送用機械器具製造業

#### 総 説

この中分類は、空水陸輸送機械器具の製造に従事する事業所をいう。主な製品は自動車、航空機、船舶、鉄道車輛及びその他の輸送機械器具、すなわち自転車、馬車等である。

##### 小分類 細分類 番号 番号

###### 371 自動車及び附屬品製造業

###### 3711 自動車製造業

主として各種自動車（三輪及び二輪自動車を含む）の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立に従事する事業所をいう。

但し、主として自動車々体の製造並びに、車体のシャシー組付けに従事する事業所は細分類3712に、主として自動車の部分品を製造する事業所は細分類3713に、主として車輪型トラクターの製造に従事する事業所は細分類3575に、無限軌道付トラクターの製造に従事する事業所は細分類3531に分類される。

○自動車製造業（三輪及び二輪自動車を製造するものを含む）；バス完成車製造業（主としてバス車体架装を行うものを除く）；電気自動車製造業；自動車シャシー製造業；モータースクーター製造業

×自動車々体製造業〔3712〕；自動車部分品製造業〔3713〕；  
自動車再生業〔K, 8415〕；消防自動車製造業〔3712〕

###### 3712 乗用自動車、貨物自動車及び乗合自動車の車体並びに附隨車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けに従事する事業所及びトレーラーの製造に従事する事業所をいう。

主として自動車の完成品及び自動車シャシーの製造に従事する事業所は細分類3711に、又乗用車、トラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体附屬品、部分品の製造に従事するものは金属の種類に従つて細分類3452及び細分類3453に分類される。

○自動車々体製造業；ボデー製造業（自動車用）；トレーラー製造業；消防自動車製造業（主として自動車シャシーに架装を行うもの）

×自動車々体打抜加工部分品、附屬品製造業〔345〕；自動車用プレス加工金属製品製造業〔345〕

### 中分類33—輸送用機械器具製造業

#### 3713 自動車部分品及び附属品製造業

主として自動車部分品の製造に従事するが自動車完成品を製造しない事業所をいう。

主な製品は自動車エンジン並びにその部分品、ブレーキとその部分品、クラッチ、車軸、ラジエーター、デファレンシャルギヤー、トランスミッション、車輪、窓拭き、オイルフィルター、オイルストレーナーのような他に分類されない附属品類が含まれる。

主として自動車完成品の製造や組立てに従事する事業所は細分類 3711 に、タイヤー、チューブは細分類 3011 に、自動車用ガラスは小分類 321 に、自動車用金物は細分類 3429 に、自動車用スタンプ加工品は小分類 345 に、ヘッドライトは小分類 346 に、点火装置は細分類 3341 に、蓄電池は細分類 3691 に分類される。

○自動車エンジン及びエンジン部分品製造業；ブレーキ及びブレーキ部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエーター製造業（自動車用）；デファレンシャルギヤー製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；窓拭き製造業（自動車用）；オイルフィルター製造業（自動車用）；オイルストレーナー製造業（自動車用）；方向指示器製造業（自動車用）；三輪及び二輪自動車部分品製造業

×自動車製造組立業〔3711〕；タイヤー、チューブ製造業〔3011〕；自動車用ガラス製造業〔321〕；自動車用金物製造業〔3429〕；自動車用スタンプ加工品製造業〔345〕；ヘッドライト製造業〔3461〕；蓄電池製造業〔3691〕；自動車用代燃装置製造業〔3579〕

#### 373 船舶製造及び修理業

##### 3731 鋼船製造及び修理業

主として鋼船の製造及び修理に従事する事業所をいう。但し、主として骨組、又は船体の部品のみを造る事業所、又は下請けとして塗装、船台、建具、配線等に従事する事業所はここに含まれない。

○鋼船製造修理業；造船業（鋼船の製造修理をするもの）

×船体部分品製造業〔部分品の種類により夫々の個所に分類される〕；塗装業（船体塗装下請のもの）〔E, 1782〕；船内配線業〔E, 1761〕

##### 3732 木造船製造及び修理業

主として木造船の製造修理に従事する事業所をいう。

○木造船製造修理業；造船業（木造船の製造修理を行うもの）；漁船製造業（木

### 中分類37—輸送用機械器具製造業

造船の製造修理を行うもの)

×木造船部分品製造業(部分品の種類により夫々の個所に分類される); 船体塗装請負業〔E, 1782〕; 舶用機関修理業(船舶製造、修理業を除く)〔K, 8511〕

374

鐵道車輛及び部分品製造業

3741

鉄道機関車及び部分品製造業

主として種々の型及び種々の大きさの機関車(車体及び部分品とも)の製造及び改造に従事する事業所をいう。

主として鉱山用車輛(機関車を除く)の製造に従事する事業所は細分類3531に、主として機関車の修理及び改造のみを行う鉄道修理工場は、非製造業に分類される。

○機関車製造業(鉄道用); 電気機関車製造業; 内燃機関車製造業; 機関車部分品製造業

×車輛修理工場[非製造業]; 鉱山用車輛(機関車を除く)製造業〔3531〕

3742

客貨車及び部分品製造業

主として軌道上を走る貨物及び旅客用の諸車輛の製造及び改造に従事する事業所をいう。主として鉱山用車輛の製造に従事する事業所は細分類3531に分類される。

○客車製造業; 貨車製造業; 電車製造業; 客貨車部分品製造業

×鉱山用車輛製造業(運鉱車等)〔3531〕

375

自転車、リヤカー及び部分品製造業

3751

自転車、リヤカー及び部分品製造業

主として自転車、リヤカー及びその部分品の製造に従事する事業所をいう。

購入部品より自転車を組み立てる事業所もここに含まれる。但し、主としてボールベアリングを製造する事業所は細分類3593に、又主として児童用乗物の製造に従事する事業所は細分類3933に分類される。

○自転車製造組立業; 厚生車製造組立業; 自転車部分品製造業(ボールベアリングを除く); 自転車フレーム製造業

×児童乗物製造業〔3933〕; ボールベアリング製造業〔3593〕; 自転車サドル革製造業〔3192〕

376

航空機及び部分品製造業

3761

航空機製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立に従事し、又は航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所を含む。

### 中分類37—輸送用機械器具製造業

主として原動機プロペラ及びその他の航空機部分品及び補助装置の製造に従事するが、航空機の製造、もしくは組立てに従事しない事業所は細分類 3762, 3763 及び 3769 に分類される。

○飛行機製造業；滑空機製造業；飛行船製造業；気球製造業

×航空原動機及びその部分品製造業〔3762〕；航空機プロペラ部分品製造業〔3763〕

#### 3762 航空原動機及びその部分品製造業

主として航空原動機及びその部分品の製造に従事するが、しかし完成航空機の製造もしくは組立に従事しない事業所をいう。この産業の主な製品は、ピストンエンジン及びジェットエンジン空気取入口、ターボスуперチャージャー、潤滑装置、冷却装置、排気装置、始動機（電気的でないもの）及び航空原動機用ポンプである。

○航空機ピストンエンジン製造業；航空原動機用ポンプ製造業

×電気式始動機製造業〔3641〕

#### 3763 航空機用プロペラ及びプロペラ部分品製造業

主として航空機用プロペラ及びプロペラ部分品の製造に従事するが、しかし航空機の製造もしくは組立には従事しない事業所をいう。この産業の主な製品は可変ピツチプロペラ、固定ピツチプロペラ及びアキュムレーター、プロペラ翼、フェザリングポンプ、ガバナーのようなプロペラ部分品である。

○可変ピツチプロペラ製造業；固定ピツチプロペラ製造業

#### 3769 他に分類されない航空機部分品及び補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品及び補助装置の製造に従事するが、完成航空機の組立に従事しない事業所をいう。この産業の主な製品は次のものを含む。胴体、主翼、フラップ、空気制動板、昇降舵、安定板、方向舵及びその他の尾部組立部品、着陸及び揚陸用装置を含む。降着装置、フロート、着陸用そり、補助装置としては防水装置、爆弾架、砲塔及び砲塔駆動装置、パラシユート、標的、リンクトレーナー及び他に分類されない特に航空機のために用いられる補助装置

主として航空機の製造、もしくは組立に従事する事業所は細分類 3761 に、航空原動機及び部分品は細分類 3762 に、プロペラ及びプロペラ部分品は細分類 3763 に、航空計器は細分類 3811 に、航空用電気装置は細分類 3641 に分類される。

○主翼製造業；胴体製造業；尾部製造業；降着装置製造業；落下傘製造業

×航空機用計器製造業〔3811〕；航空機用電気装置製造業〔3641〕

#### 379 他に分類されない輸送用機械器具製造業

### 中分類37—輸送用機械器具製造業

#### 3799 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物（荷牛馬車、馬車、橇、小型橇）及びその部分品、手押し車、人力車のような他に分類されない輸送車輌及び部分品を製造する事業所をいう。

主として産業用トラック、トラクター、トレーラーの製造に従事するものは細分類 3575 に、児童用乗物の製造に従事するものは細分類 3933 に分類される。

○荷牛馬車製造業；人力車製造業；荷車製造業；橇製造業；手押し荷役車製造業；畜力車部分品製造業；人力車部分品製造業

×産業用トラック、トラクター、トレーラー製造業〔3575〕；児童用乗物製造業〔3933〕